

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	石巻市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10102000/isge3/20160719115850.html">http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10102000/isge3/20160719115850.html</a>

執行機関名 石巻市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	石巻市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年石巻市条例第142号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 石巻市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年石巻市条例第142号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	石巻市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年石巻市条例第142号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> に係る医療費の一部を助成することにより、 <u>子ども</u> に対し適正な医療の機会を確保し、 <u>子育て</u> に伴う家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		石巻市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年石巻市条例第142号) 石巻市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年石巻市規則第89号)